

採点講評

(2018年3月25日・商法)

今回は商法の2回目の答練でした。出席者は25名と前回(20名)と比べて増え、また平均点も31.4点と前回(27.3点)を上回りました。本試験が迫ってきて勉強が進んできた受講生が増えているからかもしれませんが、今回得点が思うように伸びなかった受講生も、後述のとおり採点基準の都合上そうになっているだけという側面もありますので、得点をあまり気に病むことなく、採点の中で指摘された事項についてしっかりと復習・検討することが大切です。

設問1については、出題意図としては会社法369条2項の「特別な利害関係を有する取締役」について論述することを求めており、ほぼこの点に配点があったため、この論点に気付かなかった受講生は設問1についてほとんど点がついていない結果となりました。平成23年の予備試験を一度でも解いたことがある受講生なら気付いたかもしれませんが、この論点に気付かなかったとしても、今回よく復習して次回以降気を付ければ大丈夫だと思います。本問に限らず、「取締役が個人として問題となる取引に関与している」という設問は過去数多く出題されていますので、そのような場合に369条2項なのか、利益相反取引(356条1項2号・3号)なのか、場面ごとに適切な条文を適示できるようトレーニングを積んでいってほしいと思います。

設問2では、株主名簿の名義書換の論点について論ずることができた受講生は点数が伸びていると思います。設問第7項に名義書換を拒否した旨が書いてありますが、こうした記載はこの点について論じてほしいという出題者のメッセージですので、こうした点に気付けるようにトレーニングを積んでほしいと思います。また、設問2では、必ず「決議の効力を争うことができる」ための法的根拠(特に831条1項の取消訴訟)を最初に検討してください。831条を指摘できれば、831条が「株主」に原告適格を認めている点に気付くことができ、みなし承認やその他の論点の検討漏れをなくすことができると思います。

なお、設問1の「取締役会決議の効力」について論じる場面で145条のみなし承認の論点に言及している答案も4分の1ほどありましたが、皆さん「取締役会決議が有効か否か」との点においては145条は関係がなく(出題者としては、このような趣旨で設問1を作ったのですが。)、
「取締役会決議の内容が最終的に実現したか否か」との趣旨で論じていたようですので、特に減点はしていません。

今回出題者としては、一番問いたかった点は「株式譲渡の承認をするか否かを決める取締役会に最後まで出席し、決議内容を知っているBに対して、改めて書面通知が必要なのか、書面通知が遅れたからといってみなし承認を適用してもよいのか」との点だったのですが、この点に触れていたのは4通のみであり、また145条の解釈論の枠内で論ずることができた方はいませんでした。

予備試験の短答式試験の本番まであと1か月余りとなりました。気温の変化も大きい季節ですが、受験予定の受講生は体調管理を万全にし、日々の受験対策をしっかりと続けていってください。

以上